

## 第 63 回全日本学校歯科保健優良校表彰への応募にあたって

- 要項の「推薦の方法」に記載のとおり、合併・統合後の学校（園）につきましては、2年間経過後に応募が可能となります。
- 調査票記入上の注意にも記載しておりますが、小学校、中学校、高等学校の調査票の「3. 歯科保健状況（2）」の欄には現小学6年生、現中学2年生、現高校2年生の本年度とその児童、生徒の前年度の状況について算出して記入してください。（調査票記入上の注意「3. 歯科保健状況（2）」参照）
- 調査票と学校保健計画書・安全計画書はセットにしてお送りください。（参考・別添書類の中には入れないでください）
- 中等教育学校につきましては、前期は中学校、後期は高等学校の調査票を用いて推薦することが出来ます。また、同一校で前期と後期で両方の応募は可能ですが、その場合、応募校数は2校の扱いとなります。
- 義務教育学校につきましては、前期は小学校、後期は中学校の調査票を用いて推薦することが出来ます。また、同一校で前期と後期で両方の応募は可能ですが、その場合、応募校数は2校の扱いとなります。
- 「行政または各種団体が実施する学校保健に関する全国規模の調査研究事業の対象校で事業指定期間中の学校」につきましては、昨年度と同様にこれらの学校（園）も推薦可能です。ただし、当該学校（園）についての表彰は「奨励賞」のみの選考対象となります。
- 表彰式は当該年度全国学校歯科保健研究大会〔長崎県、10月17日（木）〕の式典で行う予定です。今年度優秀賞に選出された学校は、当該年度全国学校歯科保健研究大会では大会要項への寄稿を、次年度全国学校歯科保健研究大会では領域別研究議会で発表していただくこととなりますので、応募の際はその旨お含みおきくださいますようお願いいたします。
- 表彰種別につきましては例年同様に、要項の中の「審査の方法」に記載のとおり「優秀賞、日本学校歯科医会会長賞、日本歯科医師会会長賞、奨励賞に該当する学校（園）を選考し、決定する」としてあります。よって、推薦いただいた学校（園）が選考において、上記のいずれの賞にも該当しない場合がございます。